

平成 24 年度事業計画書

はじめに

公益法人制度改革三法が平成 20 年 12 月 1 日に施行されて既に 3 年が経過した。

社団法人日本速記協会は、新法施行後、新制度移行までの間は、特例民法法人として活動を継続している。この間、当協会の目的の本旨に立ち、新法人移行プロジェクトチームを中心に、定款変更の案、各種規程類、組織体制のあり方、事業目的の検証等の検討を重ねてきたところである。

本年度は、当協会がこれまで行ってきた各種事業の一層の推進と速記の普及という基本路線を継承するとともに、時代の変化と要請に合わせて精力的に取り組むべき課題として、発言記録作成に関する技術水準の向上策とその啓発活動を一層推進することとする。

当協会は、会議や講演、座談会等での発言を正確かつ効率的に文字化するため、速記を初めとした技術開発に長年取り組んできたが、速記の普及による筆記能力の向上と公正で正確な発言記録作成をもって我が国文字文化の発展に寄与するという公益目的事業を一層推進していくために、平成 24 年度は公益法人化申請の事業年度とする。

公益認定申請に向けて取り組む基本的なポイントは次のとおりである。

1 公益目的事業の検証と拡充

公益目的事業は、公益法人認定法第 2 条第 4 号において、22 に区分された事業のいずれかに該当していなければならない。当協会の実施する事業がいずれの区分に該当するか、及び不特定多数でないものの利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかなどを検証するとともに、公益目的事業費率 50%以上の予算計上を行い、各事業の収支相償の基準を満たすよう執行すること。

2 ガバナンスの確立と組織整備

新制度では、これまで認められていた委任状による理事の代理出席が認められなくなるほか、これまでの法人運営とは異なる運営が求められる。理事と理事会は、その権限や義務が法律に定められた機関となり、代表理事、業務執行理事がその役割を十分に認識し、活動しやすい組織体制を確立することが求められる。セルフガバナンスの徹底も最重要課題である。

そのような組織構築の準備として、本年度は、理事長のもと、常務理事をトップにした 3 部制をしき、そのもとにスタッフ制を導入して、部内情報の共有化と迅速かつ的確な問題解決を図ること。

3 財政基盤の確立

公益認定基準の一つとして「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力

を有するもの」が掲げられているが、当協会の事業は、これまでの検討の経過から、公益目的事業として「資格付与」「講座、セミナー、育成」「相談助言」「調査、資料収集」「表彰、コンクール」「競技会」「その他公益（支部助成）」、収益事業として「出版、物品販売」「会員相互普及」に区分できると思われる。公益目的事業を継続して安定的に実施していくためにも、これら区分に沿って公益社団法人たるにふさわしい事業活動を一層推進するとともに、公益的観点からも、会員増を初めとして健全な法人運営を図るための施策を充実すること。

I 平成 24 年度の事業取り組みの基本方針

1 公益社団法人移行への対応

(1) 定款変更と新公益法人会計への対応

- ①定款変更の案、規程類の整備、申請書類の作成・提出、関係官庁との折衝
- ②公益認定基準に則した予算案の作成と執行
- ③公益法人会計に則した適正な会計処理

(2) 公益目的事業の検証と拡充

- ①公益認定基準をクリアするための事業の見直し、対象者の検証と、事業内容の一層の拡充

(3) ガバナンスの確立と組織整備

- ①セルフガバナンスの一層の徹底
- ②理事の役割分担の明確化と、それを支えるスタッフによる機動的な執行体制の確立
- ③情報の一元化とホームページを通じての開示

(4) 財政基盤の確立

- ①公益目的事業の安定的な実施及び健全な法人運営のため、各種事業の一層の充実
- ②公益目的事業の収支相償の検証

2 会員の増強策

- ①「日本の速記」の広報活動による会員増及び購読対象者の拡大
- ②発言記録作成従事者向け研修会や講習会の開催
- ③速記学習者や発言記録作成従事者への入会の呼びかけ

3 速記の普及と速記技能検定の普及策

- ①速記を学ぶ楽しさや、速記学習により得られる基礎学力向上効果等、パンフレット配布による広報活動の推進

- ②「みんなの速記」普及活動による速記学習者の拡大
- ③「検定受験案内」の作成・配布による速記技能検定の普及

4 発言記録作成技術の普及啓発・向上策

- ①正確で公正な発言記録作成の必要性の啓発と技術の普及、研修会等の実施
- ②改定常用漢字表に対応した新標準用字用例辞典（仮称）の発行と普及
- ③発言記録作成者のマニュアルとしての「発言記録作成標準」の啓発普及

5 速記が果たしてきた社会共有財産としての価値の継承と共有化

(1) 速記誕生 130 年記念事業

- ①速記関係書籍の保存、データベース化とホームページ掲載による共有化の推進
- ②速記年表の作成

(2) 速記技術者が持つ筆記能力の評価と継承

6 学術交流等

- ①インテルステノへの加盟
- ②速記科学研究会、速記懇談会、速記・言語科学研究会等の活動内容の広報と、その支援

以上のような観点から、具体的な事業計画は次のように進める。

Ⅱ 具体的な事業計画

1 公益目的事業

(1) 資格付与

①速記技能検定

- ・別紙日程で速記技能検定を実施する。
- ・申請により 1 級速記士証、2 級速記士証及び合格証明書を交付する。
- ・成績優秀者選考基準により成績優秀者を表彰する。
- ・検定受験案内を作成し、各種教育機関への PR に努める。
- ・検定の自己評価を実施し、その結果を公開する。
- ・特定非営利活動法人全国検定振興機構から各種支援を受けるとともに、加入他団体との情報交換等を通じて検定の改善に活用する。
- ・時代の変化に対応した検定のあり方について検討し、提言する。
- ・検定事務の合理化、実施体制の効率化等により経費削減を図る。

(2) 講座、セミナー、育成

①全国議事記録議事運営事務研修会

- ・全国都道府県・市・町村議会事務局で会議録作成や議事運営を担当する職員を対象に、第 63 回全国議事記録議事運営事務研修会を開催する。会議録の品質向上に資する講演、議事運営に関する講演のほか、受講者参加型の分科会討議を行う。

②研修交流会

- ・第 2 回研修交流会を開催する。
公益性の観点から、広く発言記録作成従事者へ開催を P R し、参加を呼びかけ、その技術向上と相互交流を図る。

③会議録作成講座

- ・地方議会事務局職員で会議録の作成を担当する職員を対象に、通信受講制の会議録作成講座を開催する。全 5 回の教材配本、問題提出、個別コメント指導のほか、スクーリングを開催し、双方向性を持つ通信講座とする。
- ・地方議会事務局職員以外の、主に民間の発言記録作成従事者を対象にした通信制講座の教材を開発し、民間向け会議録作成講座開講の準備を行う。

(3) 相談、助言

①「みんなの速記」推進活動

- ・「速記の知識」や「速記ガイダンス」「みんなの速記ドリル」などの共通教材を活用し、指導者が推進活動を立ち上げやすい環境を構築し、速記学習者の拡大に努める。
- ・「みんなの速記内部試験」（速記技能検定 6 級以下のレベル）を創設し、初級学習者のモチベーションの維持に役立て、初歩指導の一助とする。
- ・ホームページで速記共同練習会（共練会）の周知を行い、学習者増を図る。

②速記文字添削サービス

- ・速記技能検定の 4 ～ 6 級受験者を対象に速記文字添削サービスを実施し、初級学習者をサポートする。

③速記相談業務

- ・ホームページ上に「速記学習相談」のバナーを設け、速記に興味を持った人や資格取得を目指す人からの学習相談に適切に対応し、速記学習者の増を目指す。

④発言記録何でも相談室

- ・ホームページ上に「発言記録何でも相談室」を開設し、地方議会会議録担当者や民間の発言記録作成従事者から原稿作成上の疑問、質問に答えていく。

⑤速記講習会の実施

- ・10 月 28 日の「速記の日」に合わせ、速記を広く知ってもらえるよう各地でイベントを開催し、速記のおもしろさ、便利さを伝える。
- ・各種行事を開催する際に、だれでも参加できる速記講習会を開催し、速記の普及に努める。

(4) 調査、資料収集

①全国調査

- ・全国地方議会の会議録作成事務の実態調査を実施する。

②速記関係蔵書電子化と共有化

- ・速記関係蔵書目録の電子化と、「日本の速記」創刊号からの電子化に着手し、ホームページ等で共有化を図る。

③インテルステノへの参加

- ・全世界の速記者、会議録作成従事者、言語学者等の団体であるインテルステノと連携を図って情報交換や交流に努めるとともに、各国の速記実務の現状や速記教育制度などを調査し、協会ビジョンづくりの参考とする。

(5) 表彰、コンクール

①成績優秀者表彰

- ・高速度速記競技会における成績優秀者を表彰する。

②永年勤続表彰

- ・長年速記の実務や教育に従事された会員を、永年勤続表彰者として表彰する。

③特別表彰

- ・速記方式の創案、改良や速記技術の発達向上、普及に尽力された者、及び速記の研究等で学術的権威を高められた者等を特別表彰する。

④高校・大学速記競技会表彰

- ・後援する高校、大学の速記競技会における成績優秀者に賞状等を贈り、表彰する。

(6) 競技会

①高速度速記競技会

- ・高速度速記競技会を開催し、本年度の速記日本一を決定する。

②各種速記競技会への後援

- ・高校生や大学生を対象に実施されている速記競技大会の後援を継続して行う。

(7) その他公益

①130周年記念事業

- ・速記発表130年（平成24年10月28日）に向けて、120周年以降を補完する速記年表を作成する。

②各種研究会活動内容の広報と後援等

- ・速記科学研究会、速記懇談会及び速記・言語科学研究会等が主宰する速記にかかわる言語文化の研究会の活動内容を広報し、活動を支援、後援する。

2 収益事業

(1) 出版、物品販売

①出版

- ・「改訂標準用字用例辞典」の改訂版発行
話し言葉を文章化するための辞書として最適な辞典であることを広く周知するほか、改定常用漢字表を盛り込んだ新版の出版を行い、会議録作成を行う地方議会事務局に内容見本を送付し、紹介する。また、「日本の速記」やホームページ上で新版発行を広報し、販売促進に努める。
- ・「発言記録作成標準」「速記技能検定試験問題集」の販売促進に努める。
- ・「横書き数詞の表記」について、出版の準備を行う。

②物品販売

- ・速記用シャープ、検定問題CD等の販売を行う。

(2) 会員相互普及

①「日本の速記」の編集・発行

「日本の速記」は、速記界唯一の月刊誌として、日本の速記・文字記録文化の発信と当協会の広報・宣伝の役割を担っている。時代のニーズに合わせた有益な情報を掲載し、会員増に資するツールとして充実を図る。

②広報啓発活動

- ・ホームページのコンテンツの充実に努め、諸事業との連携を図り、速記と協会事業のPRに資するホームページを目指す。

以 上